

健康経営推進事業所認定制度実施要領

1.目的

この事業は、長崎県と全国健康保険協会長崎支部が実施する「健康経営」宣言事業の対象とならない事業所において、職場の健康管理の環境整備を実践する事業所の増加を図り、長崎県民の健康づくりの推進および健康寿命の延伸の実現を目指すことを目的とする。

2.対象

長崎県内に事業所を有し、全国健康保険協会長崎支部に加入していない事業所

3.事業概要

- (1) 長崎県において「認定基準」を策定する。(別紙1)
- (2) 長崎県で「健康経営」に取り組む事業所を募集する。
- (3) 健康経営推進事業所への認定を希望する事業所は、「健康経営推進事業所認定申請書」(様式第1号)を県に提出する。
- (4) 「認定基準」(別紙1)を満たした事業所を選定し、長崎県知事名で認定する。
- (5) 認定した事業所には、認定証を作成し長崎県知事印により交付(送付)する。

4.認定要領

申請書を提出した事業所を、「認定基準」(別紙1)に基づき長崎県で認定する。
申請内容によっては現地調査を行う場合もある。

5.認定の有効期間

認定された日から3年間有効とする。

6.認定後の取り扱いについて

認定の更新を希望する場合は、認定の有効期間が満了する1ヶ月前までに「健康経営推進事業所認定申請書」(様式第1号)を提出する。なお、更新時に取組内容が「認定基準」(別紙1)を満たさない場合、満了日で認定は終了する。

7.個人情報

事業所情報も個人情報と同じ取り扱いとし、長崎県の規程に従って、適切に管理する。

8.その他

- (1) 健康経営推進事業所について、県のホームページ等に掲載するなどにより、広く周知を図るものとする。
- (2) 健康経営推進事業所の認定により、「長崎県建設工事入札参加者格付要綱」で定める主観的審査項目において審査点数5点を加点する。

この要領は令和3年6月1日から施行する。

この要領は令和5年4月1日から施行する。

この要領は令和6年4月1日から施行する。